

平成 20 年度 文部科学省 研究開発評価シンポジウム
研究者等の業績評価と研究マネジメント

パネル・ディスカッション

東京, 富士ソフト アキバホール

2009 年 3 月 6 日

パネル・ディスカッションの構成

- パネル・ディスカッションの趣旨と背景の紹介
- パネル・ディスカッション
 - フロアからのご質問, ご意見やコメントも交えながら, 議論していきたい

『大綱的指針』に示される研究開発評価の意義

優れた研究開発の効果的・効率的推進：

- 成果還元の効率化・迅速化 ← 評価結果の資源配分への反映
— 連続的な研究開発の実施
- より良い政策・施策の形成
例. “研究開発環境”の創出 ← 適切かつ公正な評価の実施
- 研究開発の効果的・効率的推進 ← 支援的な評価の実施
例. 研究開発の前進や質の向上等
- 国民に対する説明責任 ← 評価結果の積極的な公表等
- 研究開発の重点的・効率的実施 ← 評価結果の資源配分への反映
— 適切な予算・人材等

註

『大綱的指針』： 『国の研究開発評価に関する大綱的指針』（平成 20 年 10 月 31 日，内閣総理大臣決定）

『指針』に記載される評価の意義

- ① 創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見出し、伸ばし、育てること
- ② 研究者の創造性が発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を創出すること
- ③ 研究開発施策等の実施の当否を、社会への影響にも配慮した幅広い視点から適切に判断するとともに、より良い施策の形成に資すること
- ④ 評価結果を積極的に公表し、研究開発活動の透明性を向上させることにより、研究開発に国費を投入していくことに関し説明する責任を果たし、広く国民の理解と支持を求めること
- ⑤ 評価結果を適切に反映することにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分等を実現し、限られた資源の有効活用を図ること。また、既存活動の見直しにより新たな研究開発への取り組みの拡大を図ること

註

『指針』： 『文部科学省における研究及び開発に関する評価指針』（平成 21 年 2 月 17 日，文部科学大臣決定）

『大綱的指針』における「研究者等の業績の評価」に関する記述

- 第3期科学技術基本計画においては、科学技術システム改革の一環として、研究者の処遇に関して、能力や業績の公正な評価の上、優れた努力に積極的に報いることなどによる公正で透明性の高い人事システムの徹底が掲げられている。
- このため、研究開発法人や大学などの研究開発機関においては、研究者の業績の評価はその所属する機関の長が当該機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもって実施する。研究者等の業績の評価結果については、インセンティブとなるよう個人の処遇や研究費の配分等に反映させる。
- その際、研究開発の実績に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、国際標準化への寄与等の関連する活動にも着目して評価を行う。大学等の場合は、研究と教育の両面の機能を有することに留意する。また、研究者が自ら点検を行い、それを活用して実施するとともに、研究者が挑戦した課題の困難性等も考慮に入れるなど、研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要である。このような研究者等の業績の評価に当たっては、当該研究者等が関連する競争的資金制度における課題の評価や、国の実施するプロジェクト研究の評価などの結果を適切に活用して効率的に実施する。
- さらに、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。

『指針』における「研究者等の業績の評価」に関する記述 (1/2)

- 第3期科学技術基本計画においては、科学技術システム改革の一環として、研究者の処遇に関して、能力や業績の公正な評価の上、優れた努力に積極的に報いることなどによる公正で透明性の高い人事システムの徹底が掲げられている。
- このため、評価実施主体である研究開発機関等の長は、研究者等の業績評価の実施に当たっては、評価の目的^(注15)を明確にするとともに、機関の設置目的等に照らして、評価時期も含め適切かつ効率的な評価の体制や方法を整備し、責任をもって実施する。
- 研究者の多様な能力や適性に配慮し、研究開発活動に加え、研究開発の企画・管理、評価活動、また、産業界との連携、知的基盤整備への貢献、国際標準化への寄与、アウトリーチ活動^(注16)等の関連する活動にも着目するとともに、質を重視した評価を行う。例えば、評価の領域を「研究」「人材育成」「社会貢献」「運営管理」等に切り分け、個人の能力が最大限に発揮されるとともに、組織力の向上も目指した評価となるように評価される領域の比重を適宜変え、一律的な評価を避ける必要がある。この際、評価項目全体を平均的に判断するばかりではなく、場合によっては、優れている点を積極的に取り上げる。

注15： 研究者等の業績評価の目的には、自己点検による意識改革、研究の質の向上、教育の質の向上、社会貢献の推進、組織運営の評価・改善のための資料収集、社会に対する説明責任等が挙げられる。

注16： 「アウトリーチ活動」とは、国民の研究活動・科学技術への興味や関心を高め、かつ国民との双方向的な対話を通じて国民のニーズを研究者が共有するため、研究者自身が国民一般に対して行う双方向的なコミュニケーション活動のことをいう。

『指針』における「研究者等の業績の評価」に関する記述 (2/2)

このほか、各研究開発機関等においては、公正でかつ透明性の高い採用選考・人事システムが徹底され、女性研究者や海外の研究者の能力や業務が適切に評価されることが期待される。

- また、研究者が挑戦する課題の困難性等も考慮に入れるなど、研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要である。
- さらに、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠であることから、研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価する。
- 評価結果は、個人情報保護の点から特に慎重に取り扱うよう留意しつつ、その処遇等に反映するなど、機関の長の定める方法の下で適切に活用する。

論点－研究者等の業績評価と研究マネジメントに焦点を置いて

1. 評価の目的は、どのようにしたら明確にできるか？
2. 評価の結果は、どのようにしたら適切に活用されるか？
3. 組織力の向上も目指した評価は、どのようにしたら実現できるか？
4. 研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促すなどの工夫は、評価活動を通じて、どのようにしたら実現できるか？
5. 質を重視した評価は、どのようにしたら実現できるか？
6. 研究者の多様な能力や適性は、どのようにしたら評価に際して適切に配慮されるようにできるか？
7. 適切かつ効率的な評価の体制や方法は、各機関の特性にあわせて、どのようにしたら整備し実施していくことができるか？